

掛川市条例第16号

掛川市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市火災予防条例の一部を改正する条例

掛川市火災予防条例（平成17年掛川市条例第186号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(手数料) 第68条 (略)	(手数料) 第68条 (略) <u>(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)</u> 第68条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、 <u>当該防火対象物の消防用設備等（法第17条第1項に規定する消防用設備等をいう。）の状況が、法若しくは令又はこれらに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u> <u>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u> <u>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。</u>
(委任) 第69条 (略)	(委任) 第69条 (略)

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。